

二本松市生殖補助医療交通費助成事業のお知らせ

二本松市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を回すため、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（生殖補助医療）を遠方の医療機関で受診する夫婦に対して、住所地から医療機関までの移動にかかる交通費の一部を助成します。

1 助成対象者 ＊以下（１）～（４）すべての項目を満たすことが条件です。

- （１）生殖補助医療の治療開始日から助成金の申請日までにおいて夫婦である者。
- （２）生殖補助医療を受けた者であって、その医療を受けた期間及び申請日において二本松市に住所を有する者。
※婚姻届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の場合は、双方が二本松市に同一住所を有し、他に婚姻の届出をしている配偶者を有していないこと。
- （３）住所地から生殖補助医療を受けた医療機関まで、夫婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバス等の公共交通機関及び自家用車）において、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要する者。
- （４）別表第1（別紙）に定めるAからFのいずれかの治療を受けた者。

2 助成内容と助成金額

住所地から生殖補助医療を受診した医療機関までの交通費（往復分）とし、別表第2に定める通院先医療機関所在地に応じた基準額に、通院回数を乗じて得た額を助成します。

別表第2【通院1回当たりの基準額（県基準額）】 単位（円）

通院先医療機関の所在地						
宮城県 山形県 栃木県	新潟県	茨城県	東京都 その他	郡山市	会津若松市	いわき市
2,000	4,000	6,000	7,000	1,000	2,000	3,000

3 助成回数

助成となる通院回数は**1回の治療につき夫婦の合計で8回を上限**とします。

※夫婦の双方又は一方が、福島県内の他市町村で助成申請をしている場合は、8回から他市町村に申請した通院回数分を差し引いた回数を上限とします。

4 申請手続きの方法および必要な書類

治療終了日から起算して1年以内に生殖補助医療交通費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ①通院状況確認書（第2号様式）
- ②医療機関発行の生殖補助医療に係る領収書及び明細書の写し
- ③戸籍上の夫婦であることを証明できる書類（戸籍謄本）
- ④夫婦の住所を確認できる書類（住民票謄本）
- ⑤事実上婚姻関係に関する申立書（第3号様式）
- ⑥助成金の振込口座通帳の表紙の写し

※④については、市で確認できる場合、省略することができます。

◎申請窓口・お問い合わせ先

二本松市こども家庭課母子保健係（安達保健福祉センター内）電話：0243-55-5110 FAX：0243-23-1714

